

○ 総務省 告示第三号
経済産業省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省 告示第一号）
自治省

の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和六年十二月六日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

〔一〇四の二略〕

五〔略〕

六〇二〔略〕

〔削る〕

改正前

〔一〇四の二 同上〕

四の三〔略〕

五〇一〔同上〕

十二 酒田地区

山形県酒田市の次の区域

(1) 宮海字南浜一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十九から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、一番地の百十五から一番地の百十七まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十一まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十五まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五、六百六十二番地の三十二及び六百六十二番地の三十三の区域

(2) 新町字光ヶ丘百八十六番地、大浜一丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の一、八十三番地の一、八十三番地の二、八十三番地の四、八十三番地の五、八十四番地の一、八十四番地の四、八十四番地の五、八十五番地の一、八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八十八番地の一、八十八番地の三、九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七、百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十四番地、百四十四番地の一、百四十六番地、百四十六番地の一、百四十六番地の八、百四十六番地の九、百四十七番地の一、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地の四、百五十番地の四、百五十一番地の一、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八十二番地、百八十三番地の一から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番地、二百九十番地、二百九十一番地の一から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地、二百九十七番地、二百九十七番地の一、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八

沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

〔十五〕四十三 略

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百七十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五百三十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番二、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番四十二、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕略

四十五 和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜二百六十番地の九十八から二百六十番地の百まで及び二百六十番地の百三から二百六十番地の百十一まで並びに藤白七百五十八番地の十七、七百五十八番地の二十四、七百五十八番地の二十七、七百五十八番地の三十二、七百五十八番地の七十四、七百

〔十五〕四十三 同上

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百七十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五百三十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番二、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番四十二、二千六百七十五番五十二、二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十五番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕同上

四十五 和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜二百六十番地の九十八から二百六十番地の百まで及び二百六十番地の百三から二百六十番地の百十一まで並びに藤白七百五十八番地の十七、七百五十八番地の十八、七百五十八番地の二十五から七百五十八番地の二十八まで、七百五十八番地の三十二、七

五十九番地の二、七百五十九番地の二十八、七百五十九番地の四十四、七百五十九番地の五十一、七百五十九番地の六十、七百六十番地の三、七百六十番地の四及び七百六十番地の十一の区域

〔四十六～五十三 略〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

- (2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の一(UBE工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五か

七百五十八番地の四十二、七百五十八番地の四十四、七百五十八番地の七十三、七百五十九番地の二、七百五十九番地の四から七百五十九番地の十七まで、七百五十九番地の二十から七百五十九番地の二十三まで、七百五十九番地の二十六から七百五十九番地の二十九まで、七百五十九番地の三十二から七百五十九番地の三十六まで、七百五十九番地の三十九から七百五十九番地の四十三まで、七百五十九番地の四十七から七百五十九番地の五十まで、七百五十九番地の五十二から七百五十九番地の五十八まで、七百五十九番地の六十から七百五十九番地の六十三まで、七百五十九番地の六十六から七百五十九番地の七十一まで、七百五十九番地の七十八から七百五十九番地の八十七まで、七百六十番地の一から七百六十番地の八まで及び七百五十八番地の一の区域

〔四十六～五十三 同上〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十一番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の二、五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

- (2) 大字小串字沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の一(UBE工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五か

ら千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百八十七番地の五のうちUBE株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十三まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

〔3〕・〔4〕略
〔口略〕

ら千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百八十七番地の五のうちUBE株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域

〔3〕・〔4〕同上
〔口同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。